

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（経営革新課

）

一 改正の要旨

高度化事業について、貸付利率を改定するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年九月三日